

## 被災避難者に対する支援情報

### 豊前市

分野	支援内容	担当課	電話番号
住居関連	○市営住宅の無償提供（原則6か月間、最長1年間） 保証人免除、罹災証明を3月以内に提出し、本人確認の書類（運転免許証等）が必要。 入所可能予定戸数（31戸）	都市住宅課	0979-82-1111(代) 内線1276・1277
市税関係	○市税の徴収猶予について 災害により生活が著しく困難となった場合、市民税（個人）、固定資産税、軽自動車税の徴収猶予を行います。 猶予の期間は、原則として1年以内とします。  ○国民健康保険税の減免について 災害により生活が著しく困難となった場合、国民健康保険税の減免をします。	税務課	0979-82-1111(代) 内線1191・1192
水道関係	○水道料金の減免 一時的に緊急避難先として無償で提供を受けている公営住宅等に避難している入居者に対して、原則6か月間、最大1年間水道料金を全額減免します。	水道課	0979-82-1111(代) 内線1253・1253
福祉関連	○障がい者の総合相談 被災地から市内に避難された方で、障がいがある方に対する総合相談対応を行う。	福祉課	0979-82-1111(代) 内線1238・1126
子ども・教育関連	○保育所への入所 被災地からの避難者が保育を希望した場合、住民登録の移転等がなくても入所できるが避難先での生活で「保育に欠ける認定」が必要（基本的に広域入所対応）国等の通知文に準ずる。	福祉課	0979-82-1111(代) 内線1236・1237
保健・医療関連	○高齢者の総合相談 被災地から市内に避難された高齢者の方に対して、保健・福祉・介護の総合相談対応を行います。	健康長寿推進課 豊前市地域包括支援センター	0979-82-1111(代) 内線1240・1241 0979-84-0120
	○健康相談(対象：妊婦・乳幼児・その他) 被災地から市内に避難された妊婦・乳幼児・その他年齢に関係なく、健康に関する相談対応を行います。  ○乳幼児健診(4か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児) 被災地から市内に避難された乳幼児の成長、発育を確認し、健康や育児について相談対応を行います。	健康長寿推進課 健康増進係	0979-82-1111(代) 内線1600・1601